

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	栃木県栃木市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	都道府県・家裁との関係、市民後見人の養成		

行政と社協の連携・協力による中核機関の取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	160,743人
面 積	331.50km ²
高齢化率	30.4%
地域包括支援センター	11か所
日常生活自立支援事業利用者数	79人
障害者相談支援事業所	19か所
療育手帳所持者数	1,413人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	907人

(2018年度末時点)
(療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳取得者数は2017年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
190人	156人	20人	10人	4人

(2018年11月1日時点)

② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	6件	7件	6件	0件
内 訳	高齢者	4件	6件	3件
	障害者	2件	1件	3件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
40人	0人	0人	26人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶ 行政と社協の協働による中核機関

中核機関の整備の際、国基本計画でいう「協議会」に当たる「成年後見制度推進委員会」の設置要綱に市と社協の「協力」を明記し、相互に協力していく体制を整備。

▶ 県や家庭裁判所との連携

県内初の協議会（成年後見制度推進委員会）ということもあり、県も家庭裁判所も協力的。県としても栃木市のケースをモデルとして県内に波及させる考え。

▶ 市民後見人に対するフォローアップと活躍支援

市民後見人の養成、登録、フォローアップを行っているが、今後は社協が行う法人後見の支援員として経験を積み、法人後見から市民後見人へのリレーによる受任モデルを模索している。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2015 (H27) 年	成年後見サポートセンターの設立に向け、市と社協との調整・協議、専門職団体との協議。 市民後見人養成講座開催の準備。 Point 1
2016 (H28) 年	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施。成年後見サポートセンターの設置（市社協へ委託）。 社協における法人後見体制の構築。 各種団体への出前講座の開催、成年後見漫談・シンポジウムの開催。
2017 (H29) 年	成年後見推進委員会を開催（以後、定期的に開催）。 成年後見サポートセンター主催の司法書士相談会を開催（以後、定期的に開催）。 成年後見漫才の開催、成年後見制度についての冊子を作成。 市民後見人養成講座（入門編）を開催。 Point 2
2018 (H30) 年	市民後見人養成講座（入門編・基礎編）を開催。 県担当課長会議、宇都宮家裁等への活動発表。
2019 (R1) 年	「栃木市成年後見制度利用促進計画」策定中。 Point 3 市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催。



POINT

Point 1

先進的な自治体を参考にして、成年後見制度の相談センターの取組を進めようという思いから動き始めました。社協も市民後見の取組を検討しているところでした。

Point 2

市民後見人養成講座については、2017（H29）年度から実施、2019（R1）年度からは市民後見人養成講座フォローアップ研修を実施しています。研修内容もバージョンアップを図っています。

Point 3

2020（R2）年度から2024（R6）年度の5年間を計画期間とする「栃木市成年後見制度利用促進計画」を2020（R2）年3月に策定しました。

社協として法人後見を事業化したのはなぜですか？

市からセンター立ち上げの話を受けた当初、市は相談窓口の設置や市民後見人養成を主な事業として想定していました。

しかし、社協では、市民から相談を受けるにあたって、「実際に自分たちが後見をやっているのに相談を受けられるのか」という疑問があり、法人後見を社協の自主事業として実施しようということになりました。



Ⅲ. 栃木市における体制の特徴について

1. 地域連携ネットワークの構築

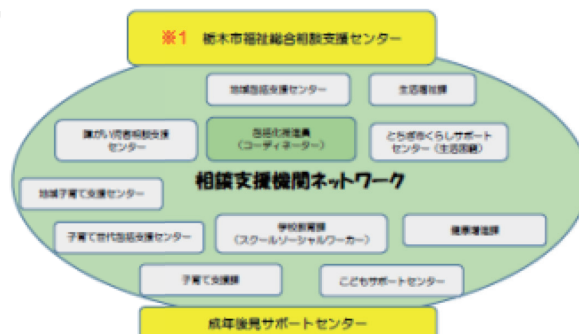
2016（H28）年10月より「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（国のモデル事業）を実施しています。

相談支援機関ネットワークとして、栃木市成年後見サポートセンターを当該事業の実施主体となる「栃木市福祉総合相談支援センター^(※1)」に位置付けました。これにより、同センター内で情報共有を図り、相談支援機関のネットワーク体制を活用して成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、適切に制度利用につなげることであります。

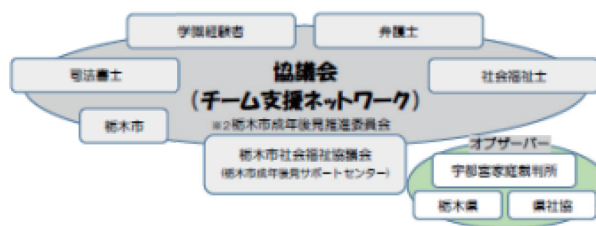
また、「栃木市成年後見推進委員会」^(※2)を地域連携ネットワークの「協議会」として定め、本人の状態に応じた後見活動が行えるよう、学識経験者や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）や家裁等とのネットワーク体制により、「チーム支援」を行います。

推進委員会の設置要綱において、行政と社協が連携・協力して事務局を運営すると位置付けました。中核機関は、行政と社協の協働のほうが運営しやすく、家裁も関わりやすくなるという効果がありました。

相談支援機関ネットワーク



チーム支援ネットワーク(協議会)



出典：「成年後見制度利用促進計画」(案)より

栃木市の成年後見推進委員会のような取組は県内初ということもあり、県や家裁も推進委員会のオブザーバーになっています。

栃木県内においては、中核機関の設置や市町村計画の策定がなかなか進まない状況にあることを踏まえ、県は、圏域ごとに意見交換や広域設置の

検討をするなど、積極的に動いています。県としても、栃木市と相互に協力して取組を進めることでノウハウ等を蓄積し、県内の他の地域における体制整備の取組に活かしていくことを想定しています。

2. 市民後見人の養成とフォローアップ、活動支援

市民後見人の養成については、2017（H29）年の入門研修から始まり、2019（R1）年度はフォローアップ研修を行っていますが、市民後見人の受任はまだありません。

社協の法人後見で支援員として経験を積み、そのまま、市民後見人にリレーする形を考えています。社協による法人後見の受任件数も非常に増えており、法人後見から市民後見人へのリレー方式を想定し、市民後見人の養成は必須と考えています。また、社協の法人後見だけではなく、各専門

職団体の持っているケースもリレーでできるようになることを想定しています。

現在、15名の市民後見人登録者がいますが、登録をしてもすぐに受任できるわけではないため、登録者のモチベーションを下げず、研鑽を深めるためのフォローアップ研修を年4回実施しています。なお、市民後見人の推薦や受任等に関しては、フォローアップ研修内の同行実習、法人後見の支援員としての実務を評価し、評価結果を数値化して判断してはどうかという検討をしています。

担当者より

成年後見制度は、専門的な要素が多いので、専門職の知恵を借りることが必要になりますが、研修会では、「法律の専門職とどうやったら、つながりが持てますか」といった質問が出ます。当市の場合、委員会や司法書士の専門相談などで、ほぼ毎月会うことができますので、そこからつながりがつくれます。自らアクションを起こしていくことが必要だと思います。

地域の専門職や民間企業など、地域の様々な関係者・関係機関と関係を持っていくことが重要であると考えられます。

成年後見制度については、今までは専門職が担っていたこともあり、話がしにくいという印象がありました。社協が相談対応や法人後見をするようになってからは、専門職も含め、関係機関と連携しやすくなり、制度につなげやすくなったと感じています。



■参考URL 連絡先

栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア課
TEL：0282-21-2239

●栃木市成年後見サポートセンター
TEL：0282-22-4501

<http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/chiiki/seinen.html>